

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

株主代表訴訟に伴う損害賠償金

Q : 株主代表訴訟継続中に被告人である役員が死亡して相続が発生した場合の損害賠償金の取扱いが明らかになったようですが、どのように取り扱うのでしょうか。

A : 判決確定後2ヶ月以内に、代表訴訟による損害賠償金を債務とする更正の請求ができます。

【解説】

株主代表訴訟の急増に伴い、訴訟継続中に被告人である役員が死亡し、相続が開始するというケースも珍しくなくなってきました。その際問題になるのが、代表訴訟による損害賠償金を、その後、賠償額が確定した段階で被相続人の債務として相続税額計算を行えるかどうかです。

これについては、相続税の当初申告の段階では損害賠償責任は生じていないため債務は存在しないものの、後の判決により損害賠償責任が確定し、損害賠償金を支払った場合には、相続開始時点に遡って損害賠償責任があったこととなり、その全額が債務控除の対象となることが明らかとなりました。

したがって、判決確定から2ヶ月以内に、損害賠償債務について全額債務控除を適用する旨の更正の請求を行うことが可能です。

この場合、保険金等により補てんされる金額は債務控除の対象から除かれます。

ちなみに、株主代表訴訟といえば大企業というイメージがありますが、実際は中小同族会社の事例の方が多ようです。

